学校感染症の対応について

学校保健安全法施行規則により定められた学校感染症(資料１)に罹った場合は、「出席停止」となります。（欠席ではありません。）医療機関で、インフルエンザ等の学校感染症と診断を受けた場合は、学校へ連絡し、医師の指示に従ってください。また、登校前に発熱している場合や、インフルエンザや結膜炎等の感染症の可能性がある場合には、感染症の蔓延を回避するためにも学校に連絡後、速やかに医療機関を受診して下さい。

登校後、インフルエンザや流行性結膜炎等の感染症の可能性がある場合には、保健室で症状を確認し、状況によっては早退等の措置をとります。ご理解、ご協力いただけますようよろしくお願い致します。

学校感染症に対する対応

１．学校感染症の可能性があり欠席する場合、または医療機関を受診し学校感染症の診断を受けた場合は速やかに学校へ連絡してください。（☎098-985-2233）

２．治癒して登校する際は、**原則として医師による「治癒証明書（診断書）」**必要です。
（医療機関の診断書でも差し支えありません。）

※インフルエンザの場合※

学校の様式「インフルエンザ快復届」に検温の記録等の必要事項を保護者が記入し、医療機関を受診時のお薬の説明書または領収書等のコピーを添付し提出して下さい。

※インフルエンザの場合は、治癒証明書（診断書）は必要ありません。

資料１　おもな学校感染症　　平成 24 年４月１日一部改訂

分類	病　名	出席停止の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、ラッサ熱、マールブルグ熱、重症急性呼吸器症候群(ＳＡＲＳ)、ジフテリア、急性灰白髄炎(ポリオ)、鳥インフルエンザ(Ｈ５Ｎ１)	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症後５日、かつ、解熱後２日が経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、５日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻しん（はしか）	解熱した後３日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後５日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後２日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
第三種	コレラ	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症**（注１）**	

※（注１）その他の感染症とは

学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐため、必要があれば学院長が学校医の意見を聞き、第３種の感染症として措置をとることができる疾患です。出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生･流行の態様などを考慮の上、学校医が判断します。以下、条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症の例を挙げます。

●溶連菌感染症　●ウイルス性肝炎　●手足口病　●伝染性紅斑　●ヘルパンギ－ナ　●マイコプラズマ感染症
●流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎）